

栗東市ホームページ有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市が管理するホームページのトップページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載及び広告事業者の基準)

第2条 ホームページに掲載できる広告及び広告事業者は、市のホームページとして品位及びイメージを妨げないもの並びに市民に不利益を与えないよう中立性を確保するため、栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項に掲げる掲載基準及び第2項に掲げる事業者の基準のいずれにも該当しないものに限る。

なお、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載種類、規格は次のとおりとする。

(1) 広告はバナー広告とし、規格は以下の通りとする。

縦 50 ピクセル、
横 150 ピクセル、
容量 20 キロバイト以内、
データ形式 GIF 形式

(2) 広告の掲載位置は、本市ホームページのトップページとし、広告枠数は最大 10 枠とし、それぞれの広告の掲載位置は、市長が定める。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1 件当たり月額 20,000 円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1 か月を単位とする。ただし 1 か月以上の期間掲載の申込みがあった場合は、連続する掲載期間は最大 1 年間を限度とする。

2 広告の掲載は、原則として月の初日からその月の末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日、または 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日に当たる場合の広告開始日および広告終了日については、別に市が定める。

4 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、掲載できなかつた日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日が 1 日に満たない場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集)

第6条 毎年 2 月の市が指定する日から、次年度分の広告掲載の申込みを受け付ける。

(広告の申込み)

第7条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載を希望する期間ごとに栗東市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）に、誓約書（様式第 1 号の 2）およ

び掲載しようとするデータ（完全な原稿をいう。以下同じ。）を添えて、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申込みの受け付けは執務時間内とする。ただし、受け付け初日は午前9時から午後5時15分までとする。
- 3 広告の申込みは先着順により受け付ける。ただし、申込書が郵送により提出された場合は、到着日の午後5時15分に到着したものとみなす。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、広告の申込みが同時であった場合は、抽選により申込み順を決定する。

（広告掲載の審査・決定等）

第8条 市長は、前条第1項の栗東市ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、栗東市有料広告掲載要綱第7条に規定する栗東市広告審査委員会にて、掲載の可否を決定し、申込者に栗東市ホームページ広告掲載許可（不許可）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市税を滞納している者の広告は掲載しないものとする。

（広告の版下）

第9条 広告内容および広告掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

- 2 広告の版下の作成にかかる一切の費用は、申込者の負担とする。

（広告の禁止表現および制限事項）

第10条 広告の表現は、原則として次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1)閲覧者の意志に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれのあるもの
(例)「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2)閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
(例)高速に点滅または振動するイメージ、コントラストが強い画面の反転表示等
- (3)実際には機能しないもの
(例)入力できるように見えるテキストボックス、選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4)その他広告の表現として適当でないと市長が認めるもの

（広告料金の納入）

第11条 第8条の規定により掲載の許可をうけたもの（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

（広告料金の返還）

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、申込者の責めによらない事由によって、広告を掲載できなかつたときは、既納の広告掲載料を返還することができる。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子をつけない。

（掲載の取り消し）

第13条 市長は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告主への催告その他の手続きをすることなく、広告掲載の決定を取り消し、または、掲載した広告の削除、もしくは掲載の一時中

止をすることができます。

- (1)第2条に規定する基準を満たさなくなったとき
- (2)指定された期日までに広告掲載料を納付しなかつたとき
- (3)指定された期日までに広告原稿(データ)の提出がないとき
- (4)市への申し出なく、リンク先の大幅な変更を行ったとき
- (5)市ホームページへの広告掲載内容が不適当であると判断したとき

2 前項の取消しにより、申込者に損害が生じても市長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取りやめの申し出)

第14条 広告主は自己の都合により広告の掲載取りやめを申し出ることができる。

取りやめる場合は、申出書の提出を行う。

広告掲載の取りやめの申し出を受けた場合で、すでに広告料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。返還する広告料には利子をつけない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関する必要な事項は、栗東市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

第16条 この要領に定めるもののほか、ホームページバナー広告に関する必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の広告の募集から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の広告の募集から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から施行する。